平成２６年（フ）第１４３号
札幌市白石区本通９丁目北４番５―104号
債務者　金澤　礼子
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５３号
札幌市中央区南８条西12丁目１番35―210号
債務者　鈴木　淳子（旧姓高下）
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６号
青森県三沢市桜町２丁目16番23号　高美荘Ａ－５
債務者　中村　慎一
1　決定年月日時　平成26年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第１１号
青森県十和田市大字立崎字堤尻55番地
債務者　山崎　美幸
1　決定年月日時　平成26年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第４５１号
相模原市南区当麻875番地27
債務者　小林眞一郎
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１７号
相模原市南区相模大野５丁目26番19号　ピープル相模大野101
債務者　楢崎　康信
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２１号
相模原市中央区矢部１丁目４番８号　光ハイツ203号
債務者　高崎　正子
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２２号
神奈川県座間市南栗原３丁目12番23号　カーサかしこ101号
債務者　堀　　英久
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第８号
京都府南丹市園部町小山東町向河原11府営向河原団地１棟406号、住民票上の住所京都府南丹市八木町北屋賀国府95番地１
債務者　平井　京子
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２６年（フ）第９号
京都府南丹市日吉町胡麻猫鼻11番地６
債務者　柳橋智栄子
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２６年（フ）第６号
京都府京丹後市久美浜町浦明1354番地
債務者　松岡　二夫
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第７号
京都府与謝郡与謝野町字三河内1210番地５
債務者　野村　由美（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第１０５３号
大阪府河内長野市三日市町1027番地の１　府営三日市住宅４―504号、前住所大阪府河内長野市上田町30番地の２―112号
債務者　東　　和子
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１０２号
堺市北区新金岡町５丁８番615号　井森マンション202号
債務者　池谷　正美
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１５６号
堺市南区桃山台３丁１番13―901号
債務者　川口好太郎
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１９３号
堺市東区白鷺町２丁７番６―101号
債務者　森　　節子
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２７号
大阪府羽曳野市広瀬281番地の23
債務者　吉田　正子
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４９号
大阪府羽曳野市南恵我之荘２丁目３番21号
債務者　吉川　竜太
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係